

利用案内 市営庭球場



写真：本多庭球場

No.	運動施設	面	住所	電話	夜間照明
1	西堀庭球場	4面	新座市本多2-5-15	048-481-9081	
2	本多庭球場	5面	新座市本多2-7-87	048-481-8727	あり
3	野火止庭球場	3面	新座市野火止4-2-5	048-481-9040	
4	栄庭球場	8面	新座市新塚5061-2	048-479-5803	あり

※ ナイター照明施設（栄コート5面、本多コート4面）



新座市イメージキャラクター ゾウキリン

＜利用に関する問合せ＞

施設	新座市民総合体育館
住所	〒352-0022 新座市本多2丁目1番20号
電話番号	048-478-8011（FAX）048-478-8013
受付時間	午前9時から午後9時まで
休館日	毎週月曜日（但し祝日の場合は翌日）
施設管理者	新座市体育施設等指定管理者 スポーツにいざコンソーシアム

1 利用手続等

「新座市公共施設予約システム」にて利用者登録を行ってください。

※ 硬式テニス、ソフトテニスを目的とした利用に限ります。

※ 登録の際は、以下の書類を添付していただきます。

＜団体登録＞身分証明書（代表者のみ）、団体構成員名簿 ＜個人登録＞身分証明書

※ 団体登録に当たっては、代表者が構成員の身分証明書を確認してください。

※ 中学生以下の団体の場合は、保護者（成人の責任者）が必要となります。

※ 登録更新は、一般団体は3年ごと、子ども団体は毎年度更新となります。なお、構成員の1／3以上に変更が生じた場合はその都度変更手続きが必要です。

登録条件について

◆ 構成員が10名以上の団体であることが登録条件

・ 市内団体登録※(1)の人数要件に加え、(2)又は(3)に該当することが必要です。

(1) 新座市に在住、在勤又は在学の方が10名以上（構成員が15名以上の場合は全体の3分の2以上が必要）で構成された団体

(2) 市内の競技連盟等に所属していること

(3) 硬式テニス、ソフトテニスの活動を目的としたサークル又は競技連盟がないスポーツ団体

・ 市内個人登録

新座市に在住、在勤又は在学（高校生以上）の方

・ 市外個人登録

上記に満たさない方

利用予約申込について

「新座市公共施設予約システム」にて仮予約申請手続を行い、オンライン決済、又は、利用日当日に各庭球場管理事務室で使用料を納入ください。納入後、本予約となります。

登録区分	抽選申込期間	抽選日	抽選後の空き施設申込期間	利用制限
市内団体 及び個人	利用月の1か月前の 1日から9日まで	抽選申込月の 10日	抽選申込月の 11日から利用日当日まで	【抽選】 団体：月8単位 個人：月4単位 【一般予約】 団体：月16単位 個人：月8単位 ※抽選で当選した枠を含む。
市外個人	抽選に参加できません		利用月の1か月前の 11日から利用日当日まで	

※ 同一時間帯に2コート以上の利用はできません。

2 利用取消について

① 使用料納入前の場合

「公共施設予約システム」にて、**前日**までに利用取消を行ってください。

※ 利用日当日のキャンセル又は無断キャンセルはペナルティとして、**その日から翌月末までの間、「新座市公共施設予約システム」での予約ができなくなります。**（新座市民総合体育館窓口での予約は可。ただし、予約時に使用料を納入していただきます。）

※ 利用日当日に悪天候等で使用できない場合は、ペナルティは発生しません。コートのコンディションについては、公益財団法人新座市スポーツ協会のホームページの確認、又は、各庭球場管理事務室まで御連絡ください。

② 使用料納入後の場合

「新座市民総合体育館受付窓口」又は「各庭球場管理事務室」まで、電話にて利用取消の御連絡をお願いします。

※ 支払方法に関係なく、使用料納入後のキャンセルは、利用日の7日以上前のキャンセルを除き、原則返金できません。手続きについては、3を御覧ください。

※ 悪天候等で使用できなかった場合は、使用料の全額を還付、又は、利用日の変更（振替）が可能です。手続きについては、3を御覧ください。

3 還付・振替について

◆ 利用日の7日以上前に使用料を納入した予約を取消する場合

利用日の7日前までに「還付申請手続」を行うことで、使用料の半額を還付します。利用許可書のほか、現金払いされた方は利用者の印鑑及び振込口座名等が記載された書類を持って、「新座市民総合体育館受付窓口」にお越しくください。なお、期限を過ぎると還付できません。また、利用許可書は「新座市公共施設予約システム」で確認できます。

◆ 悪天候等で使用できなかった場合

① 「還付申請手続」を行い使用料の全額を還付します。

利用許可書のほか、現金払いされた方は利用者の印鑑及び振込口座名等が記載された書類を持って、新座市民総合体育館受付窓口にお越しくください。なお、利用許可書は「新座市公共施設予約システム」で確認できます。

② 別日に振替を行います。

同条件で「新座市公共施設予約システム」にて仮予約を行い、利用日当日までに悪雨天時の利用許可書を持って、「新座市民総合体育館受付窓口」にお越しくください。なお、利用許可書は「新座市公共施設予約システム」で確認できます。

※ 振替の場合は、仮予約後にオンライン決済を行わないでください。

※ 振替については、年度内をお願いいたします。

4 利用時間

夏時間（3月～10月）

夜間（4月～11月）

昼 間				夜 間		
9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	18時30分～19時30分	19時30分～20時30分	20時30分～21時30分

冬時間（11月～2月）

昼 間		
10時～12時	12時～14時	14時～16時

5 休場日

- ① 毎週月曜日（祝日にあたる場合は翌日）
- ② 年末年始（12月29日から1月3日まで）
- ③ その他、管理上臨時に休場することがあります。

6 使用料

利用区分	単位	料金
昼間（1面）	2時間	830円
夜間（1面）	1時間	780円

※ 平日昼間の当日利用に限り1時間単位（410円）でご利用になれます。

※ 市外利用は上表の倍額となります。

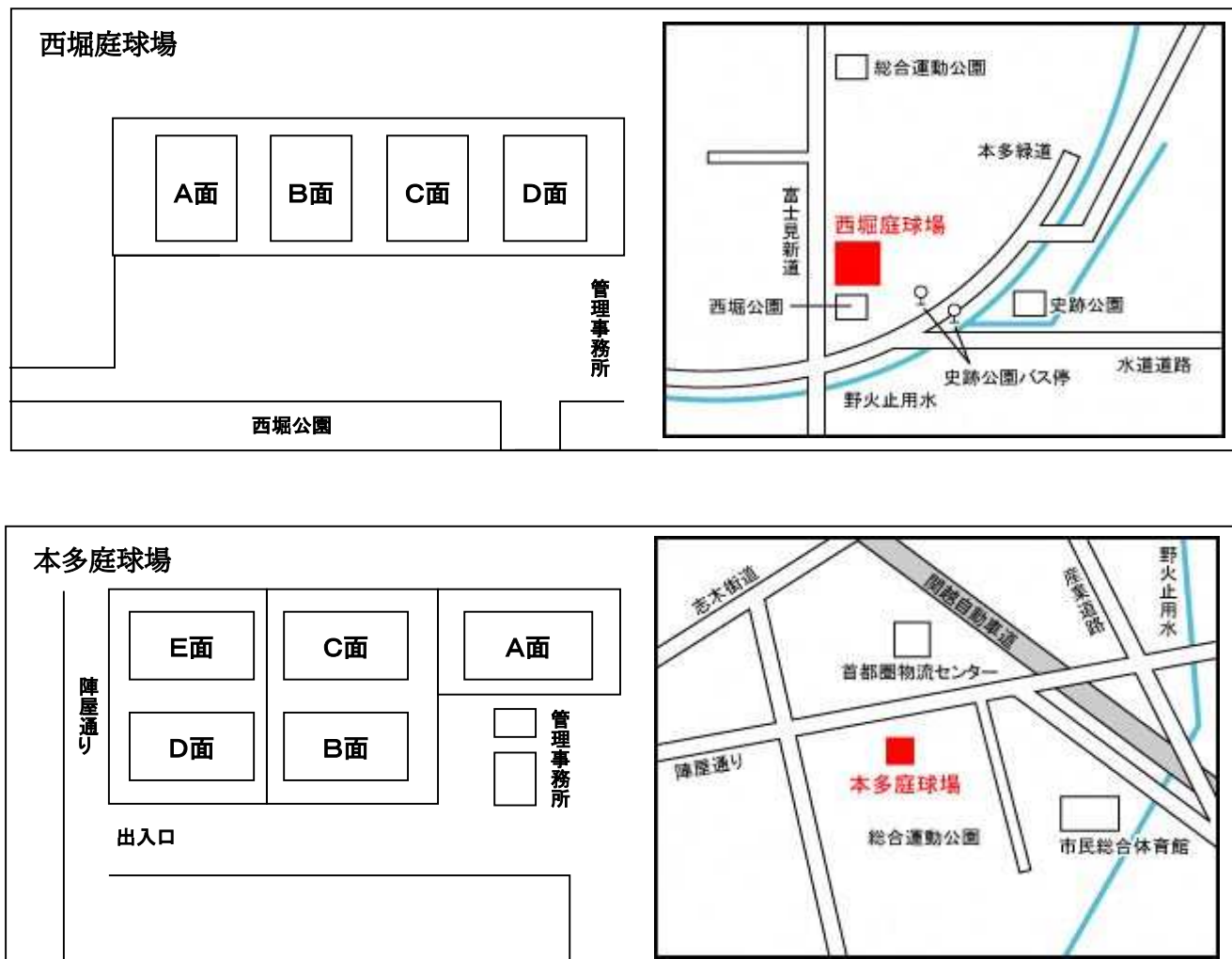
7 施設の利用の制限について

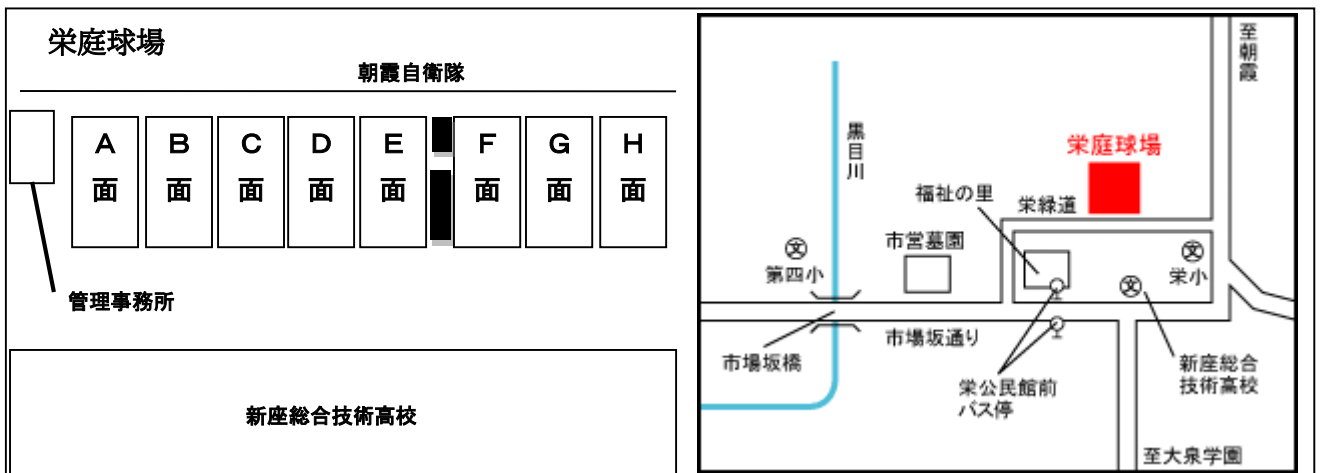
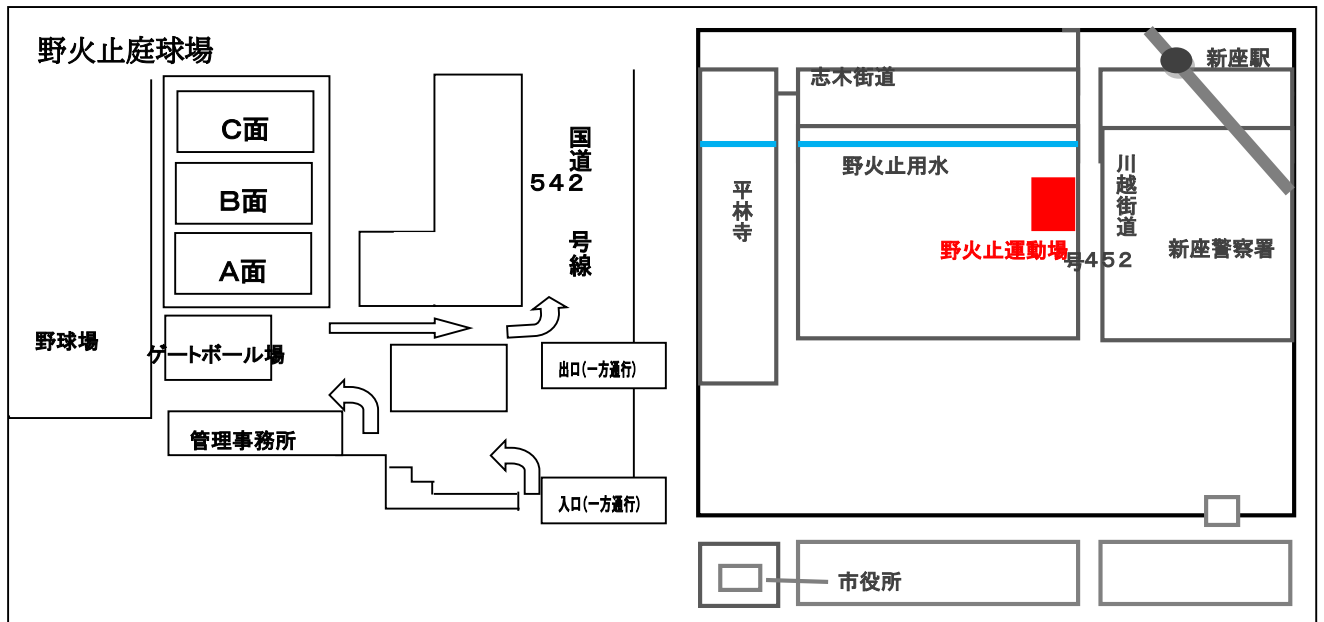
新座市暴力団排除条例の規定に基づき、施設の利用が暴力団の利益となる利用等と認められるときは、利用等を許可しません。また、許可した後に暴力団の利益となる利用等であることが判明した場合は、利用等の許可を取り消します。なお、暴力団の利益となる利用等を制限するため、利用等の許可の決定にあたり、必要と認める場合には、所管の警察署に照会する場合があります。

8 利用上の注意

1	利用時間は、準備から片付けまでの時間を含んだものです。利用後の整理整頓、清掃は全て利用者が行ってください。（施設及び器具類は大切に使用してください）
2	利用の権利の譲渡・転貸をすることはできません。
3	利用時間に遅れる場合には、事前に各コート管理事務室へ御連絡をお願いします。 連絡がない場合は、無断キャンセルとして処理させていただきます。
4	利用は必ずテニスシューズを着用してください。（用具等の貸出はしていません）
5	中学生以下の利用者については、保護者同伴での利用となります。
6	危険物の持ち込み及び火気の使用はしないでください。
7	営利を目的としたレッスン・教室や物品販売等は固くお断りしています。
8	利用当日のコート状況（コンディション等）は、新座市民総合体育館ホームページ又は各コートへ確認を行ってください。
9	駐車場のご利用について ① アイドリングは禁止です。必ずエンジンを切ってください。 ② 駐車場内では事故防止のため、徐行してください。
10	他の利用者に迷惑にならないよう正しいマナーで楽しくプレーをしてください。
11	コート内での喫煙やペット連れのご利用はできません。
12	利用上の決まりを守れないときは、利用を禁止させていただくことがあります。
13	その他管理人の指示に従うようお願いいたします。
14	全ての運動施設は、敷地内禁煙になります。

9 施設案内図





令和7年10月1日改訂